

令和3年度
「工期に関する基準」
リーフレット

建設工事における 適正な工期の確保に向けて

～中建審「工期に関する基準」より～



不適正な工期が与える現場への影響

～現場の長時間労働や施工品質の低下～

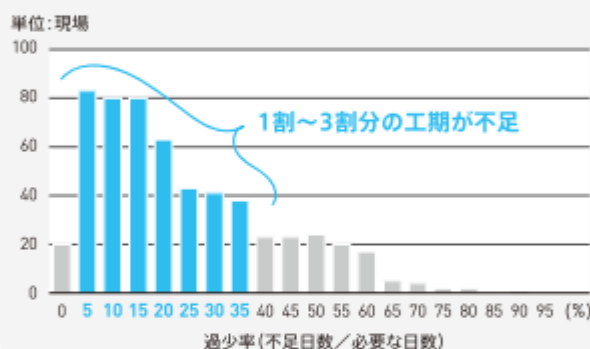
建設工事では、契約工期内に目的物を竣工させることが大切であることは言うまでもありません。

しかしながら、工期の設定に余裕がないために、それを守ろうとして工事を進めることで、現場に様々な悪影響が生じているケースが少なくありません。

工期の不足で 長時間働かざるを得ない状況に

令和2年の調査によれば、ほとんどの建設現場で工期の日数不足が認識されています。このように余裕のない工期の設定が多いことで、竣工が遅れないよう早出・残業や休日出勤を重ねるなど、工事に携わる人々が長時間働かざるを得ない状況が顕著となっています。

工期の不足度具合

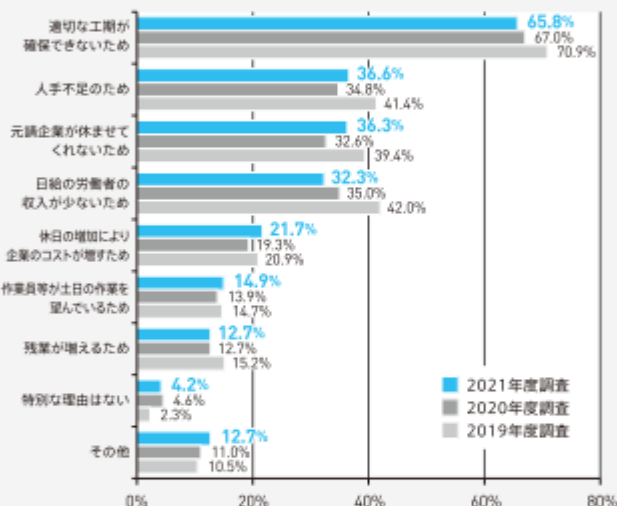


出典：円滑な施工の確保に関する調査(日建連/2020年11月)

週休2日制の導入にも マイナス影響

多くの産業においてすでに定着している週休2日制ですが、建設業では導入が遅れていて、週休の平均日数が1日以下という労働者も少なくありません。適正な工期が確保できないことは、建設業における週休2日制の定着を妨げる大きな要因となっています。

週休2日制を導入できない理由...(MA)



出典：働き方改革における週休2日制、専門工事業の適正な評価に関する調査(建専連/2021年)

施工品質の低下が憂慮される

工期に余裕のない建設工事では、作業者の長時間労働による疲れやスピードを優先するあまり、施工ミスや事故が発生する危険性が高まります。

新・担い手3法が成立し適正な工期設定の推進へ

以上のような状況を背景に、令和元年に「担い手3法[※]」が一体的に改正され、「新・担い手3法」が成立しました。そして、新しくなった建設業法に基づいて、中央建設業審議会において「建設工事の工期に関する基準」が作成されるなど、適正な工期設定を推進するための、取組みの充実が始まっています。

※担い手3法：公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律。

工期に関する受発注者の責務

～中央建設業審議会「工期に関する基準」～

公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結する際には、適正な工期を設定できるように、契約の当事者がそれぞれの責務を果たさなければなりません。中央建設業審議会が作成・勧告した「工期に関する基準」には、それらの責務が示されています。



発注者の責務

発注者は、受注者の長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの週休2日の確保など、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に対し協力する必要があります。

また、各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行う必要があります。



受注者の責務

受注者は、建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間及び元下間で適正な工期で請負契約を締結する必要があります。

また、受注者は、施工条件が不明瞭な場合は、発注者へその旨を通知し、施工条件を明らかにするよう求めなければなりません。

下請負人を含む受注者は建設工事の適正な工期の見積りの提出に努め、その工期によつては建設工事の適正な施工が見込まれない請負契約の締結（工期のダンピング）は行つてはなりません。

DATA 中央建設業審議会「工期に関する基準」とは？

令和元年、適正な工期による請負契約の締結を確保し、働き方改革を促進するため、「新・担い手3法」が成立し、その中で中央建設業審議会（国土交通省に設置された諮問機関）が「工期に関する基準」を作成・勧告できることが規定されました。これを受けて同審議会が基準の内容について審議を重ね、令和2年7月に全6章からなる「工期に関する基準」が作成・勧告されました。

詳しくは https://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000711.html

工期の設定において考慮すべき事項

～工期全般、工程別、分野別～

「工期に関する基準」は、適正な工期の設定にあたって発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、それらが工期全般、工程別及び工事の分野別に示されています。



工期全般にわたって考慮すべき事項

降雨・降雪日や台風などの自然要因、週休2日の確保など休日・（法定外）労働時間、現場の状況に伴う制約条件、関係者間の調整や行政への申請など、工期に影響を与える様々な要素を考慮する必要があります。



工程別に考慮すべき事項

工期は大きく準備・施工・後片付けの3段階に分けられます。準備では資材調達・人材確保等に要する時間を、施工では工程ごとの特徴・進捗管理等を、後片付けでは完了検査や原形復旧、清掃に必要な時間等を考慮する必要があります。



分野別に考慮すべき事項

民間発注の建設工事では、住宅・不動産、鉄道、電力、ガスの4分野が大きな割合を占めています。これらの分野については、それぞれの工事の特性を理解し、受発注者間及び元請・下請間において適切に協議し合意を図ったうえで、適正な工期を設定する必要があります。

工期設定にあたっては、たとえば住宅・不動産分野では、マンション工事における居住者の事情やテナントの意向を踏まえて決定される完成時期や、再開発工事におけるまちづくりの方針や関係者との調整などを考慮することが必要となります。また、鉄道分野では線路や駅等の改良工事における列車の運行時間帯の回避などが、電力分野では送電設備工事における線路停止作業日程などが、ガス分野ではガス製造施設の新設・改修工事における冬のガス高需要期間での施工の回避などが、考慮すべき事項として挙げられます。



＜全工程に共通する事項＞

自然的要因/休日/イベント/制約条件/契約方式/関係者との調整/行政への申請/労働・安全衛生/工期変更 等

＜各工程において考慮すべき事項＞

準備	施工							後片付け等
	基礎	土工	躯体	シールド	設備	機器製作・搬入	内装仕上げ	周辺状況
- 資機材調達や人材確保 - 資機材の管理や周辺設備 - その他	- 地下水及び地下埋設物の存在 - 掘削土の搬出	- 養生期間 - 先行作業 - 足場計画	- 大型機器の製作・搬入 - 受電の時期 - 設備の総合試運転調整	- 完了検査 - 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間 - 原形復旧条件	労働者や建設資材の投入量や採用している工法等と工期の関係を確認			

＜その他考慮すべき事項＞

- ・分野別の考慮（住宅・不動産分野／鉄道分野／電力分野／ガス分野）
- ・働き方改革、生産性向上に向けた取組
- ・著しく短い工期と疑われる場合の対応
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた工期等の設定
- ・「工期に関する基準」の見直し

※特に設計変更が行われる場合には、工期の変更が認められないケースが多いため、重点的に確認

建設業の時間外労働規制の見直し



建設業の将来の担い手確保の観点からも、長時間労働の是正や週休2日の確保など、働き方改革の推進が喫緊の課題となっています。また、時間外労働の上限規制は、建設業はこれまで適用猶予とされていましたが、令和6年4月1日以降は適用となり、違反した場合は罰則の対象となります。

＜労働基準法の改正内容＞

(1) 時間外労働の上限規制

- ・原則として月45時間・年360時間
- ・臨時的な特別の事情がある場合でも上回ることはできない上限
 - ① 時間外労働が年720時間以内
 - ② 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
 - ③ 時間外労働と休日労働の合計について、2～6ヶ月の平均が全て1月当たり80時間以内
 - ④ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6か月が限度

(2) 建設業の取り扱い

- ・令和6年3月31日まで・・・上限規制は適用されません。
- ・令和6年4月1日以降・・・①災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
②災害の復旧・復興の事業に関しては、上記(1)②③は適用されません。

適正工期への取組例

適正工期を実現し、建設従事者の休日取得状況を改善する為には、長時間労働是正や生産性向上に向けた工夫が必要不可欠です。
ここでは、民間工事における好事例を紹介します。

働き方改革に向けた意識改革

●平和建設株式会社（広島県・総合建設業）

「週休2日」のチャレンジ現場を設定し、4週8休を目指す

平和建設(株)では、元請企業と協力して、「週休2日での完工」を前提とした施工スケジュールを試行する「チャレンジ現場」を設けている。明確な目標を設定することで、社内での業務効率化の意識が高まり、労働時間の削減に成功した。



施工上の工夫

●株式会社マツザワ瓦店（愛知県・瓦工事業）

屋根瓦のプレカトルーフ工法で現場の作業時間を短縮

(株)マツザワ瓦店では、3D CAD によって図面データを作成し、それを元にあらかじめプレカットした瓦を現場へ持ち込むことで、作業時間の短縮に成功した。その結果、施工のトータル工数を約15%まで削減できた。



ICT ツールの活用

●株式会社イチテック（愛知県・総合建設業）

ICT 建機の導入で測量作業の効率が大幅 UP！

(株)イチテックでは、バックホウマシンガイダンスや TS 測量機器、レーザースキャナー等を積極的に導入することで、一人での測量業務が可能となり、業務の大幅な省力化が実現した。その結果、通常と比べて約 10 日の工期短縮にも成功した。



事務作業の効率化

●A 社

事務作業のペーパーレス化で生産性向上を実現

A 社では、事務作業における業務効率化を狙い、従来の承認作業を電子決済や電子承認アプリを利用した作業に切り替えた。これにより、ペーパーレス化が実現し、業務時間の短縮や少人数での作業が可能となった。



最新データから見る適正工期

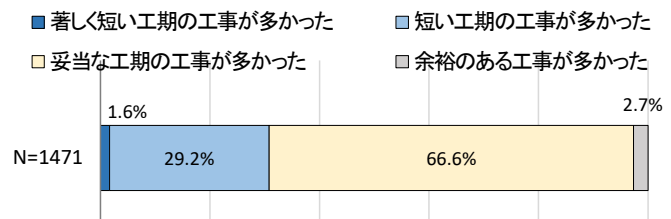
～「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」より～

令和3年度に行われた本調査では、民間工事の工期設定における様々な実態が明らかとなりました。

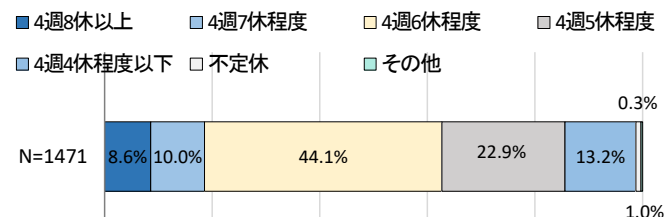
■「妥当な工期が多い」は6割超も、 「4週8休以上」は1割以下にとどまる

注文者から提案された工期について、「妥当な工期の工事が多かった」は 66.6%であったものの、「短い工期の工事が多かった」は 29.2%、「著しく短い工期の工事が多かった」と回答した建設企業は 1.6%であった。一方で、平均的な休日の取得状況については、「4週6休程度」が 44.1%で最も多く、「4週8休以上」は 8.6%にとどまった。

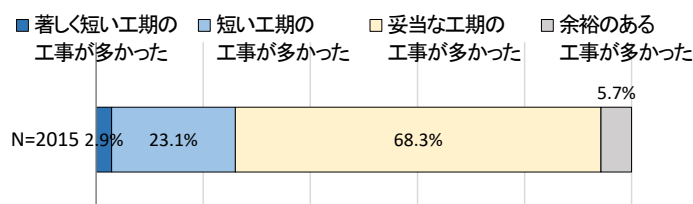
①注文者から提案された工期は適切だったか...(SA)



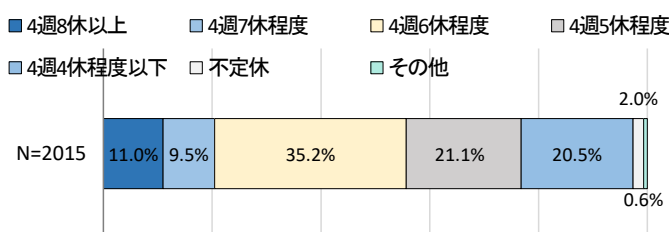
②平均的な休日の取得状況...(SA)



③工期は適切だったか...(SA)



④実際に取得できた休日状況...(SA)



■発注者の属性によっても工期設定や休日確保に差

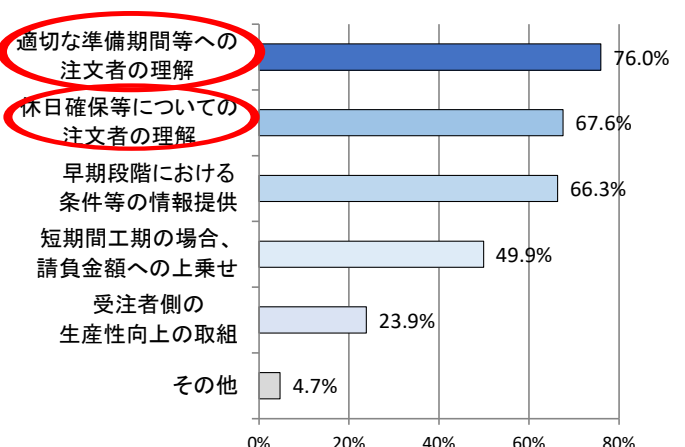
発注者の属性別にみると、工期設定について「(著しく)短い工期の工事が多かった」と回答した割合は、小売(44.3%)・不動産業(38.4%)・学校教育(38.1%)などが全体平均(26.0%)よりも高かった。また、実際に取得できた休日については、「4週8休以上」と回答した割合は、小売(4.3%)・不動産業(4.6%)・医療・福祉(5.3%)・住宅メーカー(5.6%)などで全体平均(11.0%)を下回った。(数値は工期変更がなかった工事の値)

■“注文者からの理解”がポイントに

将来の担い手を確保するためにも、適正工期による働き方改革は、必ず達成すべき課題の一つです。そのためには、まず何よりも「注文者の理解」が必要だと、多くの建設企業が考えています。

建設業の適正な工期設定が、建設従事者の働き方改革につながるということを注文者がしっかり自覚し、ゆとりある工期に理解を示すことが、建設業の未来を守る第一歩となるでしょう。

⑤適正な工期設定の確保のために必要なこと...(MA)



適正な工期設定に 役立つサイト・相談窓口

適正な工期設定に取り組む際に役立つ参考事例や便利なツールがインターネット上で公開されていますので、これらの活用をお勧めします。
また、著しく短いと疑われる工期での請負契約があった場合は、国土交通省の違反通報窓口「駆け込みホットライン」で通報等を受けつけています。

参考事例がわかるサイトの紹介

働き方改革と生産性向上を推進し、適正な工期の確保を目指すにあたっては、自社の取組のみならず、他社の優良事例も参考にして創意工夫を行ってください。

【工期に関する基準 参考事例集】<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001357460.pdf>

【週休2日達成に向けた取組の好事例集】https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000178.html

工期設定支援システムの紹介

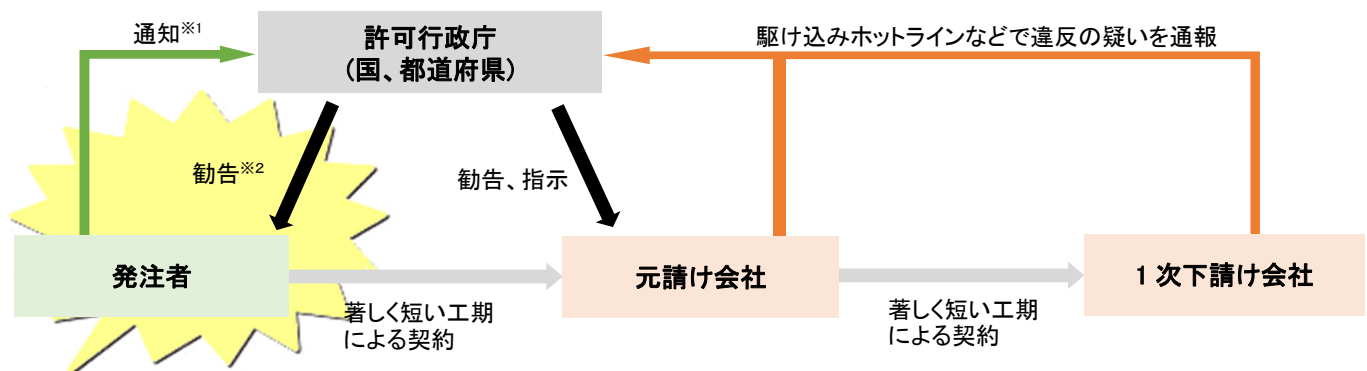
工期設定に際し、歩掛かり毎の標準的な作業日数や、標準的な作業手順を自動で算出できる「工期設定支援システム」が、国土交通省ホームページ内の「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」で公開されています。無料でダウンロードして誰でも使用することができます。

【働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト】 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

駆け込みホットラインの紹介

著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することは、建設業法第19条の5の「著しく短い工期の禁止」の規定に違反するおそれがあります。建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付ける「駆け込みホットライン」が各地方整備局等に設置されており、締結された請負契約の工期が著しく短いと考えられる場合は、発注者、受注者、元請負人、下請負人問わず通報・相談することができます。

【建設業違反通報窓口 駆け込みホットライン】 <https://www.mlit.go.jp/common/001372097.pdf>



※1 元請け会社が著しく短い工期で下請け契約を締結していると疑われる場合は、公共発注者が許可行政庁にその旨を通知しなければならない（入契法）

※2 国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対して勧告を行うことができる。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表できる（建設業法）



国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

TEL: 03-5253-8111（代表）